

該当ページ	用語	解説	出典・参考
3	不読率	1か月に一冊も本を読まない子供の割合	「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(文部科学省平成30年4月)p.6
4, 8	参加・体験型の「『親の力』をまなびあう学習プログラム」通称「親プロ」	子育ての段階に応じた身近なエピソードを基に、保護者同士が話し合う中で、親として「自ら気づき、学ぶ力」を高めていくことを目的としたプログラム	<参考となるサイト> 広島県ホームページ 「親の力」をまなびあう学習プログラム https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/center/kateikyokuiku-oyapuro.html
6, 18	子ども読書の日	国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため設定された日(4/23)	子どもの読書活動の推進に関する法律
6, 18	古典の日	国民の間に広く古典についての関心と理解を深めるようにするため設定された日(11/1)	古典の日に関する法律
6	図書館職員	図書館で働いているすべての職員の総称。図書館員ともいう。専任職員のほかに臨時職員、嘱託職員、派遣職員などさまざまな身分の人がいる。公共図書館の場合、専任職員の中にも、司書、事務職員、技術職員などがある。	「図書館情報学用語辞典第4版」(2013,丸善出版)p.178
6, 28	司書教諭	「学校図書館司書教諭講習規程」による科目(5科目10単位)を履修した教員で、任命権者によって司書教諭として発令を受けた教員のこと。各種の図書館サービスを中心とした学校図書館の運営と、これを基礎に児童生徒及び教員一人一人の教授学習過程で発生する多種多様な資料や情報要求に応えることによって、教育と学習活動を支援することが含まれる。	「図書館情報学用語辞典第4版」(2013,丸善出版)p.91 学校図書館法第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。 <参考となるサイト> 文部科学省HP「学校図書館 司書教諭 よくある質問集」 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/sisyo/1327733.htm
6, 28	学校司書	学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。	学校図書館法 第六条
8	ネウボラ	妊娠期から出産、子供の就学前までの間、母子とその家族を支援する目的で、地方自治体が設置、運営する拠点のこと。また、出産・子育て支援制度のことという。	<参考となるサイト> 広島県ホームページ 「ひろしま版ネウボラ」 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/248/neubora.html
8	ブックスタート	乳幼児と保護者に読み聞かせの体験等を行い、家族のコミュニケーションを促す活動。両親学級や0歳児検診、それ以降の様々な機会に、読み聞かせの体験や絵本の紹介を行ったりしている。	「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(文部科学省平成30年4月)p.13.14

該当ページ	用語	解説	出典・参考
9	ビブリオバトル	書評合戦。 発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動である。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。	「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（文部科学省平成30年4月）p.29-30
10	ブックトーク	相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。	「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（文部科学省平成30年4月）p.29
12	幼児教育アドバイザー	乳幼児期の教育・保育について専門的な知識を有する者。幼稚園教諭・保育士等を養成する大学等における指導者や、幼稚園長・保育所長等として勤務経験のある者など、幼児教育について専門的な知識・技術を有する者。幼児教育アドバイザーは、幼稚園・保育所・認定こども園等（以下「園・所等」）を訪問し、園・所等の生活の参観を通して、乳幼児理解や乳幼児の姿の見取り方、環境構成、保育者の関わり方などについての助言を行う。	設置要綱 <参考となるサイト> 広島県ホームページ 「幼児教育－幼児教育アドバイザー」 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/youji-05-ad.html
14	読書会	何人かのグループで、特定の図書、または特定のテーマに関する複数の図書を読み、これを話題として感想を述べあい、意見を交換しあう会。 その場で同じ本を読む方法やあらかじめ読書をしてくる方法、あるいは輪読、研究会などの方法がある。	「図書館用語集 四訂版」（2013、日本図書館協会）p.216 「図書館情報学用語辞典 第4版」（2013、丸善出版）p.170
15	図書館オリエンテーション	利用者が図書館に親しみ、図書館で利用できる基本的なサービスについて知ることを主な目的とし、図書館の使い方や文献探索や貸出の方法などの案内や説明を行うこと。	「図書館情報学用語辞典 第4版」（2013、丸善出版）p.173
17, 19	朝読書 （朝の読書）	学校において始業前10分程度の時間を利用して、全校の児童生徒と教師が一斉に自分の好きな本を読むという読書推進活動。 朝の読書の4原則は「みんなでやる、毎日やる、好きな本でよい、ただ読むだけ」であり、感想文や記録は求めない。	「図書館情報学用語辞典 第4版」（2013、丸善出版）p.3
31	大活字本	弱視者用に大きな活字で印刷された図書。大型活字本ともいう。 実際には、印刷方式にかかわらず、文字の大きな図書の総称としても用いられる。	「図書館情報学用語辞典 第4版」（2013、丸善出版）p.142
31	録音資料	音声や音楽などの現実の音を、後で再生装置を利用することによりほぼ同一の音として再現可能な方式で記録した資料。	「図書館情報学用語辞典 第4版」（2013、丸善出版）p.257
31	LLブック	「LL」は、スウェーデン語の Lättläst の略で、「やさしく読みやすい本」という意味。 わかりやすく書かれた本だが、幼児や子ども向けのものではない。青年、成人という生活年齢に合った内容が、読むことが苦手な人のために読みやすく書かれた本である。知的障害、自閉症、学習障害などのある人や移住してきた人にも理解できるように書かれた本である。	「LL ブックを届ける」（藤澤和子、服部敦司／編著 2009、読書工房）p.7-8,13 <参考となるサイト> ハートフルブック「LLブックとは」 https://heartfulbook.jp/overview/

該当ページ	用語	解説	出典・参考
31	拡大読書器	弱視者，高齢者用に，本や雑誌など印刷資料を拡大してモニター画面に映写する装置。	「図書館情報学用語辞典第4版」(2013, 丸善出版) p. 33
31	相互貸借	図書館が利用者の求める資料を自館に所蔵しておらず，購入できなかったり，その図書館の収集方針に適さないときに資料を他館から借り受けたり，資料の複製の提供を受けたりして利用者に提供すること。	「最新図書館用語大辞典」(2004, 柏書房) p. 290
32	廃棄	図書館資料のうち，破損・汚損・重複，内容の古くなったものなど，不要とされるものを書架から除去し，処分すること。 時には「除籍」と同義に用いられることもあるが，一般には資料の現物を処分することを「廃棄」という。	「図書館用語集 四訂版」(2013, 日本図書館協会) p. 250
	除籍	図書館で，所在不明であったり，破損，汚損があったり，不要となった資料を原簿から削除すること。払出（はらいだし）ともいう。 目録等の記録抹消の手続きを「除籍」と呼び，「廃棄」と区別することもある。	「図書館情報学用語辞典第4版」(2013, 丸善出版) p. 117
	公共図書館	第一に，「図書館法」第2条にいう“一般公衆の利用に供し，その教養，調査研究，レクリエーション等に資することを目的とする”図書館のことを指す。第二に，第一の意味の公共図書館のうち地方公共団体が設置する公立図書館のことを指す場合がある。 第一の意味で用いるのが正しいが，「図書館法」においては公共図書館という用語が用いられておらず，かつ私立図書館の数が少ないために，実質的に第二の意味で公共図書館という用語を使う場合も少なくない。	「図書館情報学用語辞典第4版」(2013, 丸善出版) p. 66, 69
	公立図書館	「図書館法」においては，公共図書館のうち，地方公共団体が設置するもの。 日本では私立図書館が少なく，ほとんどの公共図書館が公立図書館なので，両者を同じ意味で用いる場合も多い。	「図書館情報学用語辞典第4版」(2013, 丸善出版) p. 66, 69
	図書館資料	図書館が収集し，整理し，利用者に提供する資料。 図書館法では第3条第1項に「図書，記録，視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という）を収集し」と述べている。	「図書館情報学用語辞典第4版」(2013, 丸善出版) p. 178, 171